

羽生総合病院の 新病院建設支援に関する情報について

これまで、羽生総合病院（以下「病院」）の建替えなどに関し、たくさんの方の皆さまから、問い合わせや心配の声が市に寄せられてきました。

また、市議会においても、病院の移転や建て替えに関する議論がたびたびありました。市では、これらに関連する情報を、広報紙や各地区で開催した市政懇談会などの機会を利用して、その都度お伝えしてきました。

これらの状況を踏まえ、ここで改めて市民の皆さまに、これまでの経過、病院の意向および市の取り組みなどについて、今月から数回に分けてお知らせすることにしました。

今回は、病院の開院、市と病院の関係や病院からの「要望書」および要望された場所などについてお知らせします。

病院の開院は

病院は、羽生市民をはじめ、地域住民の熱心な誘致運動が実り、医療生活協同組合方式の病院として、昭和58年9月に、ベッド数166床で開院しました。以後、平成3年の増改築や、数回にわたる増床などにより、現在の311床を有する総合病院になりました。

病院の運営形態

病院は、「埼玉医療生活協同組合（以下組合）」が運営しています。

この組合は、昭和57年10月に設立されました。平成21年3月時点における組合員数は約5万人で、そのうち羽生市民は2万人を超えています。

医療生活協同組合とは
消費生活協同組合法に基づく組合員の自主的な組織で、組合員による出資金を運営資金としている。

二次救急医療指定病院

病院は、二次救急医療指定病院に指定されており、24時間体制で市民をはじめ地域住民の安心安全に寄与する中核的医療機関です。市消防本部は、年間2200人を超える救急搬送を行っています。そのうち病院は約1600人を受け入れているそうです。

また、市外からの受入れ件数も年々増えていきます。
二次救急医療とは
入院や手術を要する重症患者に対応する医療のこと。

病院の敷地は

現在、病院が建っている約1万4000平方メートルの敷地は、昭和57年11月から30年間の約束で、市が組合に無償で貸しています。

駐車場敷地は

病院南側および西側の未舗装駐車場は、市有地ではありません。病院が、所有者から有償で借りているとのこと。

病院が建替えを必要とする理由

病院は、開院後26年が経過し、建物や設備の老朽化が著しく、患者の療養環境が低下していることから、建替えを計画しています。

また、建替えをする際には、病室や廊下のスペースが、現在の医療法などの基準より狭いため、現在の311床を維持するには、建物の面積を増やす必要があるとのこと。

病院からの「要望書」の内容

- 平成18年12月に、病院から「要望書」が、市長へ提出されました。主な内容は、次の3項目です。
- (1) 病院敷地5万平方メートルの土地の提供病院側が決定した場所
- (2) 道路・下水道の整備
- (3) 許可等の迅速な裁可

病院からの「要望書」に対する市の回答

病院から市に要望書が提出され、市では平成19年1月に要望に対する回答書を病院に提出しました。回答書の主な内容は、次のとおりです。

(1) 移転用地の提供について

移転用地の提供については、市民の意向も踏まえ、議会との調整及び承認が前提となります。

移転用地の選定については、市街化調整区域での病院建設は現状では困難ですが、病院

の意向も踏まえ、十分に協議を行っていきます。

- (2) 道路・下水道の整備について
移転用地の選定と併せ、具体的な協議を行っていきます。
- (3) 許可等の迅速な裁可
国や県が許可権限を有しているものが多く、市は諸手続き等について、できる限りの協力を行っていきます。

病院から要望された場所は

病院から移転用地として、要望された場所（神戸地区）は、平成10年に国の補助を受けて土地改良事業を行いました。この場所は、農業の振興を図るとともに、農業の健全な発展を推進する地域に当たります。

また、市街化調整区域という市街化が抑制されている地域であり、基本的に、建物を建てたり増築することが制限されているところです。

神戸地区の土地改良事業では、農地の区画や排水路の整備などが行われ、一区画の農地面積は2000平方メートルから4000平方メートルあり、地下を通るパイプラインで、各水田へ配水する設備もあります。

要望された場所ので建設できるのか

要望された場所は、農業の振興を推進する地域です。

そのうえ、要望された5万平方メートルの農地を宅地に転用するには、農地法に基づき、国（農林水産大臣）の許可を必要とします。

さらに、建物を建てるには、都市計画法に基づく許可が必要になります。しかし、平成19年11月に都市計

画法が改正されたことに伴い、市街化調整区域内でも、これまで比較的柔軟に許可を得ることができた学校、病院、社会福祉施設などの公共施設であっても、原則的に許可を受けることができなくなりました。

このため、要望された場所でも新病院を建設することは、非常に困難となりました。

病院が神戸地区を希望した理由

病院は、広域的な利用者の増加や交通の利便性の向上など、将来にわたる病院経営を考慮して、市内南部の神戸地区を希望しています。

現在地での建替え

現在、病院が建っている場所や敷地を拡張しての建替えも可能です。市としては、病院から移転による建替えの要望があるまでは、現在建っている場所で、敷地拡張による建替えを提案してきました。

要望書を受けてからは

市は、要望された場所で病院建設ができるよう、県の担当部局と何度も調整および協議を行いました。また、病院担当者とともに、県との協議に臨んだこともありました。

河田市長も、何度か上田知事と面会してお願いしてきましたが、厳しい法規制の中で、国や県の許可を得るまでには至っていません。

* 次号では、市の取り組み、市に寄せられている要望や提言などについてお知らせします。

お問い合わせ
企業立地支援課（内線351）

有料広告

不動産等相続・遺言・後見・離婚問題等
10月の土曜日午後無料相談会開催!
行政書士・司法書士がじっくり相談をお受けします。
相談申し込み: まずお電話で日時をご予約ください。
開催日: 10月3日・17日・31日(土)午前10時~午後5時
電話 048-580-7391
羽生市東6-9-1ケンコーセンター前ビッグエー並び(P有)
身近な相続・遺言相談室
行政書士 川島・出井 共催 柿崎司法書士事務所

木村歯科医院 ☎561-0808
インプラントセンター
インプラントのご相談
当院にお任せください。
専門相談員が親身になってお応えいたします。(無料)
キンカ堂跡地内に17台! 駐車場が増えました。
羽生市中央2丁目(キンカ堂跡地そば) <http://www.masamasa.net>

ガン・医療に力を
入れてます。
アリコ・アフラック・あんしん
他5社
ほけんショップアイ 検索